

香芝市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年2月29日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

議会事務局 議会総務課

第4 監査の実施期間

令和5年12月26日から令和6年1月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

財務に関する事務及び事業の執行については、概ね妥当に処理されていると認められ、指摘するべき事項はなかった。以下、要望事項を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

(1) 議会の傍聴等については、物理的要因等により体の不自由な方などにおいて制約がかかっている状況であることなどを鑑み、より開かれた議会を目指し市民誰もが容易に議会に触れることができる環境の整備に努められたい。